

吉川市指定介護予防支援事業者の指定について

1 制度改正の概要

介護保険法の一部改正により、介護予防支援の指定対象が、居宅介護支援事業者にも拡大され、令和6年4月から地域包括支援センター設置者のほか、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。

また、法の改正に伴い、市でも「吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営（略）に関する基準等を定める条例」を改正し、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けられる規定としています。

2 指定を受ける主な要件

- ・居宅介護支援事業者の指定を受けていること。
- ・管理者が主任介護支援専門員であること。
- ・法人の登記事項証明書の目的欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業者」等の記載があること。

3 指定に当たり必要な措置

介護予防支援事業者の指定に当たっては、介護保険法115条の22第4項の規定により、あらかじめ、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされており、本市では「吉川市介護福祉推進協議会」を意見を求める場と設定しています。

第百十五条の二十二

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 吉川市の対応

介護保険法において「指定居宅介護支援事業者」を介護予防支援事業者の指定の対象とすると規定していることから、指定を受けている居宅介護支援事業者（ただし、管理者が主任介護支援専門員である事業所に限る）が申請を行った場合には、「介護予防支援事業者」として指定してよろしいか、あらかじめ包括的に承認を求めます。

なお、今後指定を行った場合には、会議の開催時に報告いたします。